



YELL・Spirits

2015年4月号

エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表より
- マイナンバーセミナー開催のお知らせ
- 企業のマイナンバーへの準備 Vol. 3
- プライバシーマークを取得しました
- 平成 27 年度の保険料変更情報
- エールからのお願い
- 特定社会保険労務士登録者のご紹介
- エール社内イベント in みなとみらい

鎌倉です。

最近、「組織風土と良知」について勉強させていただく機会があり、感じたことをご紹介します。

1945年、マッカーサーは日本国民に接し、日本の労働力についてこんなふう述べています。日本の労働力たるや質、量とも世界でも最高のものである。彼らは働かないでいるよりも働いている方が幸せであるという価値観を持っている……。」当時の日本人は、どうやって楽をして稼ごうかと思って働いていたのではなく、働くこと自体に喜びを感じて働いていて、それが一般的な日本人の仕事観だったようです。戦後日本は、驚異的な経済成長を遂げます。世界の経済学者は、その要因に日本の教育水準や日本人独特の仕事観をあげています。

でも、その日本人の仕事感は今、大きく変わろうとしています。バブル経済後の長引いた不況以降、労使紛争の数は急速に増えました。いま、いたるところで労働条件について争いが起こっています。

「自己中心化」と「権利主張化」が進む時代、権利と対であるはずの「義務」「責任」が抜け落ちていくと感じることも増えています。労働者も、経営者も、「自分だけが良ければ」という考えでは、利益が相反することになります。権利も強引に主張すれば、誰かが負けることになります。これでは良い関係は築けず、組織の発展は難しくなります。

労働基準法は大企業にも零細企業にも同じように適用されますので、中小企業には辛いこともあります。例えば、年次有給休暇は、入社6ヶ月で10日付与され、入社6年半で20日付与されますが、ギリギリの人数で運営している会社で、全員が全付与日数を自由に取得されては厳しい状況になると想定されます。

そこで、新入社員の入社初日に説明したいことがあります。それは、就業規則の前文や目的を読み、会社が何のために存在し、どこを目指すのかを説明すること、そして会社は経営者のものではなく、社員も経営者もみんなを幸せにする公器であり、理念を実現するための共働体であることを理解していただくことです。

そして、就業規則を、みんなが幸せになっていくための守るべきルールとして位置づけられるとよいと思います。

4月に新たな社員を迎えられた企業も多いと思いますが、企業創りは、そこからが始まりです。中小企業は人が足りないため、新人を丁寧に迎えることがしにくいかもしれませんが、最初の共有はとても大切です。

さあ、4月もスタートしました。今年度も頑張っていきましょう！！

お知らせ マイナンバーセミナーを開催します！

- 第1部：マイナンバー制度の概要と企業において求められる実務・対応
- 第2部：社会保険労務士法人エールのセキュリティ対策と今後の対応

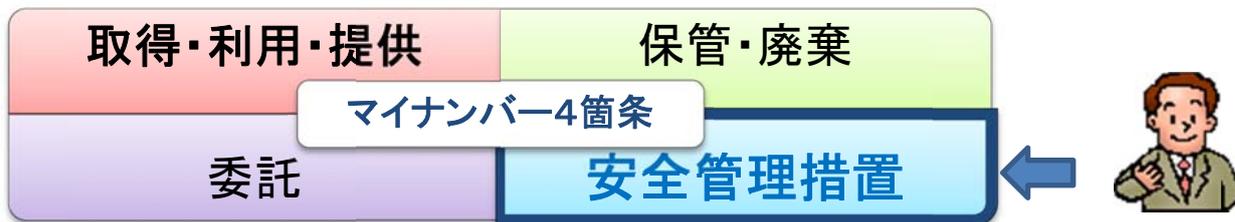


① 4月24日(金) 15:00 ~ 17:00 ② 5月14日(木) 17:00 ~ 19:00 (内容は同じです)

会場：STANDARD 会議室 新横浜 6F(新横浜駅徒歩3分) 詳細は別添のご案内をご参照下さい

企業のマイナンバーへの準備 Vol.1

新年度がスタートし、マイナンバーの通知開始まであと半年となりました。今回は、エール・スピリッツ 3月号でご案内したマイナンバー4箇条のうち、安全管理措置の詳細をご案内します。



個人番号・特定個人情報を保護するために、必要かつ適切な安全管理措置が必要です。



- ・ 個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。
- ・ 従業者に対する必要かつ適切な監督を行う責任があります。

◆ **安全管理措置の検討に当たり、次の事項を明確にすることが重要です。**

- A 個人番号を取り扱う事務の範囲
- B 特定個人情報等の範囲
- C 特定個人情報等を取り扱う事務に従事する**従業者**(事務取扱担当者)

従業者とは？

事業者の組織内で事業者の指揮命令を受けて業務に従事する者。

従業員のほか、取締役、監査役等の役員、派遣社員等を含みます。

① 安全管理措置の検討手順

A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

B 特定個人情報等の範囲の明確化

C 事務取扱担当者の明確化

D 特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定

E 取扱規程等の策定

社会保険労務士法人エールは、**プライバシーマーク**認定事業者です



エールでは顧問先企業様によりご安心いただくため、このたびプライバシーマークを取得しました。社会保険労務士事務所としては、**神奈川県内では2社目(全国では40社目)の認定**となります。もとより、士業は法により厳格な守秘義務を課されておりますが番号法の施行を控え、マイナンバーを扱う以上、Pマーク制度のような外部監査は必須だと認識しております。特定個人情報を取り扱うことから、今後一層の個人情報保護のための社内体制の構築、職員教育を徹底し、安心して業務をご依頼頂ける体制づくりとさらなる改善に努めてまいります。お預かりする社員様の情報につきましては、当該基準にのっとった管理、適切な取扱いを社員一同徹底してまいりますので、安心して業務をお任せ下さい。

② 安全管理措置の内容

基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが大切です。基本方針の策定は義務ではありませんが、従業員の教育に役立ちます。

※基本方針に定める項目※

- ・ 事業者の名称
- ・ 関係法令・ガイドライン等の遵守
- ・ 安全管理措置に関する事項
- ・ 質問及び苦情処理の窓口等

取扱規程等の策定

① 全管理措置の検討手順A～Cで明確化した事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定します。

※取扱規程等は、次の管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられます。

- ① 取得する段階
- ② 利用を行う段階
- ③ 保存する段階
- ④ 提供を行う段階
- ⑤ 削除・廃棄を行う段階

中小規模事業者の対応方法

- 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。
- 事務取扱担当者の変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する
- 業務マニュアル、業務フロー図、チェックリスト等に、個人番号の取扱いを追加する。



中小事業者とは？

事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者で、次の事業者に該当しない事業者。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

組織的な安全管理措置

特定個人情報等の適正な取扱いのために、組織的な安全管理措置を講じなければなりません。

中小規模事業者の対応方法

- 事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい
- 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。
- 情報漏えい等の事案の発生に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。
- 責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。

人的な安全管理措置

特定個人情報等の適正な取扱いのために、次の人的安全管理措置を講じなければなりません。

- 事務取扱担当者の監督
- 事務取扱担当者の教育

- ◇ 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業者に定期的な研修等を行う。
- ◇ 特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。

物理的な安全管理措置

特定個人情報等の適正な取扱いのために、次の物理的安全管理措置を講じなければなりません。

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- 電子媒体を持ち出す場合の漏えい等の防止
- 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄



中小規模事業者の対応方法

- 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、間仕切り等を設置する又は覗き見されない場所に座席配置するなどの工夫をする。
- 書類等を盗まれないように書庫等のカギを閉める
- 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講じる。
- 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

技術的な安全管理措置

特定個人情報等の適正な取扱いのために次の技術的安全管理措置を講じなければなりません。

- アクセス制御
- アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止
- 情報漏えい等の防止

中小規模事業者の対応方法

- 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。
- 機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
- ウィルス対策ソフトウェアを導入する。
- 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態にする。
- 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、データの暗号化又はパスワードによる保護等を行う。

**マイナンバーセミナーを4月24日(金)と5月14日(木)に新横浜にて開催します！
詳細は別添のご案内をご参照ください！**



平成27年度 保険料変更情報

介護保険料（協会けんぽ）4月分から引き下げ。健康保険料は変更なし。

健康保険料は平成26年度と変わりませんが、介護保険料が引き下げとなりました。

例年、健康保険料・介護保険料の変更は3月に行われてきましたが、平成27年度は4月分から変更になりますので、給与計算の際はご注意ください。

（※健保組合加入の企業は各組合により異なりますのでご確認ください）

介護保険料率 ※全国一律※	平成27年3月分まで		平成27年4月分以降	
	全額	被保険者負担分	全額	被保険者負担分
	1.72%	0.86%	1.58%	0.79%

★介護保険料は40歳以上、65歳未満の被保険者が対象です。



社会保険料を当月控除している会社は、4月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は5月支給分の給与計算時から、保険料を変更して下さい。

手続をご依頼いただいている企業様には、個人別の社会保険料一覧表で別途、ご案内いたします。

雇用保険料は変更なし。労災保険料は改定業種あり。

雇用保険料率は据え置き。業種ごとの労災保険料率は、23業種が引き下げ、8業種が引き上げ。請負による建設事業の労務比率も改定されています。

国民年金保険料は、4月分から340円/月UP

	平成26年度	平成27年度
国民年金保険料(月額)	15,250円	15,590円



エールからのお願い

入社・退社・転居・扶養異動の連絡をお願いします。

3月～4月にかけては「入社」「退社」「転居」「扶養家族の就職」「賃金変更」などが多い季節です。

上記のような従業員がいらっしゃる場合は事前にエールまでご連絡下さい。

※既にそのような従業員がいらっしゃる場合は、事後でも構いませんので、お早目にご連絡下さい。

賃金台帳をご送付ください。

本年も労働保険の年度更新の時期が近づいて参りました。

年度更新の準備のため、「平成26年4月～平成27年3月」に支払われた賃金の集計を行います。

つきましては、上記期間でまだ弊社までご連絡頂いていないものがございましたら、賃金台帳をエールまで頂けますようご協力をお願い申し上げます。

弊社 滝瀬 仁志・加藤 大輔が紛争解決手続代理業務試験に合格し、特定社会保険労務士となりました！

紛争解決手続代理業務試験とは、社会保険労務士の中で労働紛争に関する司法担保措置研修を経て行われる試験で、特定社会保険労務士として登録した後、労働紛争に関して一定のADR代理権が付与されます。
滝瀬・加藤を含め、エールの特定社会保険労務士は6名（内顧問1名）となりました。



イベントの様子はエール Facebookでも紹介しています。

<https://www.facebook.com/yell1354>

エール社内イベント IN みなとみらい
～みんなで本格料理を作って、楽しもう！～



参加者は社員の家族を含め総勢 21 人。佐藤の勤続10年祝・滝瀬と加藤の特定社労士合格・誕生日祝・入学祝などなどいろいろなお祝いを兼ねて、みんなで楽しみました。普段は、一人で行う業務が多いからこそ、社内コミュニケーションの機会が大切。皆さまの会社でもいかがですか？



今回のイベントの企画・運営をサポートしていただきました！

コミュニティキッチン・イニシアティブ

仲間と作り、仲間と食べて、仲間とつながる「食の劇場」コミュニティキッチンを全国に広める活動団体です。

HP <http://www.communitykitchen.jp>

東北の復興支援からスタートし、職場の仲間と料理を作り、一緒に食べることで企業内のコミュニケーションを図る取り組みをされています。エールのイベントでも横浜にちなんだオリジナルメニューを企画していただきました！

関心をお持ちの企業様はご紹介させていただきます！